

マレーシア個人情報保護法改正の概要

アジア & 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年9月20日号

執筆者:

[村田 知信](#)to.murata@nishimura.com[秋山 栞](#)s.akiyama@nishimura.com

2024年7月31日、マレーシア上院が2024年個人データ保護法改正法案を可決しました。施行日は現時点では未定ですが、改正法案に基づくガイドライン等の準備も進んでいるようであり、現行の2010年個人データ保護法（PDPA）が改正されることおよびその改正内容は既に確定していることとなります。

東南アジア地域では近年EUのGDPRに影響を受けた個人情報保護法の制定や改正が続いていますが、今回のマレーシアのPDPA改正も「データ利用者」という定義語をGDPRに合わせて「データ管理者」と変更する等、その流れを受けたものであり、個人情報保護のレベルをグローバル水準に引き上げるための規制強化を目的としています。主な改正点は下記表に記載したとおりですが、マレーシアに事業展開している日系企業については、特に下記3から5の改正が重要であり、DPOの選任および域外移転規制を遵守するための措置の見直しについては、多くの企業において施行日までに実施することが必要となります。当事務所は多数の日系企業のマレーシアPDPA遵守をサポートさせていただいておりますので、PDPAや今回の改正についてご不明点やご質問等があればいつでもご連絡下さい。

	論 点	改正前	改正後
1.	個人データ保護7原則に違反した場合の罰則	現在、個人データ保護7原則に違反した場合の罰則は、最高30万リングットの罰金または2年以下の懲役となっている。	個人データ保護7原則に違反した場合の罰則は、最高100万リングット（約3300万円）の罰金または3年以下の懲役となっており、罰則が強化されている。
2.	データ処理者の安全管理義務	現状では、PDPAはデータ管理者にのみ安全管理義務を課しており、データ処理者には課していない（データ処理者は独立して罰則の対象とならない）。	改正後は、データ処理者についても、紛失、誤用、改変、不正アクセス、改ざん、破壊から個人データを保護するための措置を講じることが直接義務付けられる。データ処理者がこのような措置を怠った場合、当該データ処理者についても独立して罰則の対象となる。
3.	データ漏洩等の通知義務	規定なし	データ管理者は、個人データ漏洩等が発生したと信じるに足る

			<p>理由がある場合、可能な限り速やかに個人データ保護委員会（PDPC）に通知することが義務付けられている。当該義務に違反した場合、25万リングット（約830万円）以下の罰金または2年以下の懲役が科される。</p> <p>さらに、個人データ漏洩等がデータ主体に重大な損害を与える場合または与える可能性がある場合、データ管理者は遅滞なくPDPCの定める方法および形式でデータ主体に個人データ漏洩等を通知する必要がある。</p>
4.	データ保護責任者の選任義務	規定なし	<p>すべてのデータ管理者およびデータ処理者は、少なくとも1名のデータ保護責任者を任命する義務を負う。当該データ保護責任者はデータ管理者およびデータ処理者によるPDPAの遵守について説明責任を負う。</p>
5.	越境移転規制の変更	<p>PDPAでは、一定の要件を満たす場合を除き、個人データをマレーシア国外に移転することが禁止されている。移転国が大臣の認定によってホワイトリストに掲載された場合は当該要件を満たさずとも移転可能だとされていたが、これまでにホワイトリストに掲載された国は存在しない。</p>	<p>改正法は、このようなホワイトリスト要件を削除した上で、既存の要件に加えて、以下のいずれかの要件を満たすことでも個人データを越境移転できる旨規定している。</p> <p>(a) 移転先においてPDPAと実質的に類似した法律が施行されている場合</p> <p>(b) 移転先が個人情報の処理に関してPDPAに基づく保護水準と同等の適切な保護水準を確保している場合</p>
6.	データポータビリティ権の導入	規定なし	<p>データ主体は、データ管理者に通知することにより、データ主体の個人データをデータ主体自身が選択した別のデータ管理者に直接送信するよう、データ管理者に要求する権利を有する</p>

		(データポータビリティ権)。 データ管理者は、データ主体に 対し、上記権利を有することを 通知する必要がある。
--	--	--

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com